

議案第56号

工事請負変更契約締結の件

令和4年9月市議会定例会において議決された議案第75号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 359,929,900円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(当初 一金 355,630,000円也)

【説明】

- 1 工 事 名 神原小学校屋内運動場改築（建築主体）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市神原町一丁目1番1号
- 3 工 事 の 概 要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て
延べ面積 893.94㎡
- 4 契約の相手方 島田工務店・高橋建設共同企業体
代表者 宇部市小松原町二丁目4番18号
株式会社島田工務店
代表取締役 島 田 政 明
宇部市松山町一丁目7番27号
高橋建設株式会社
代表取締役 高 橋 文 男
- 5 変更の理由 資材価格及び賃金の上昇に伴うインフレライド条項の適用により、工事請負金額を増額変更するものである。

令和 5 年 5 月 30 日

令和 4 年度宇部市文化財審議会の開催状況について

1 目的

審議会は、本市の区域内に存する文化財の保存と活用に関する調査・審議を行う。

2 所掌事務

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、教育委員会に答申するものとする。

3 担当課

学びの森くすのき・地域文化交流課

4 開催状況

- ・ 日 時 令和 5 年 3 月 28 日 (火) 13:30～15:00
- ・ 場 所 宇部市学びの森くすのき 市民交流室
- ・ 教育長あいさつ
- ・ 会長あいさつ
- ・ 議 事
 - I 報告・協議事項
 - (1) 令和 4 年度文化財保護事業の実施報告について
 - (2) 令和 5 年度文化財保護事業の実施計画について
 - (3) 宇部市指定天然記念物「岡崎八幡宮のクスノキ」の樹勢回復事業について
 - (4) 宇部市史編さん事業について
 - II その他

宇部市文化財審議会委員名簿

	氏 名	担当種別	備 考
1	イワモト シュウイチ 岩元 修一	古文書、歴史資料	元宇部工業高等専門学校教授
2	オカモト マミ 岡本 麻美	絵画	山口県立美術館 学芸員
3	トサカ ヨシロウ 戸坂 芳朗	天然記念物（植 物）	樹木医
4	マツモト クミコ 松本 久美子	歴史（日本古代 史）	周南市美術博物館学芸員
5	ワカヤマ さやか 若山 さやか	歴史全般、博物館	山陽小野田市歴史資料館 館長
6	ワタナベ カズオ 渡辺 一雄	考古、史跡	元梅光学院大学教授

(任期：令和3年5月1日～令和5年4月30日)

登録文化財・指定文化財一覧

<登録有形文化財>

令和5年6月1日現在

名 称		所有者・管理者	登 録 基 準	登録年月日
国	沖ノ山電車竪坑石垣	宇部興産株式会社	国土の歴史的景観に寄与しているもの	平9. 11. 5
	旧桃山一号配水池監視廊入口	宇部市		平9. 11. 5
	桃山配水計量室	宇部市		平9. 11. 5
	永山本家酒造場事務所 (旧二俣瀬村役場庁舎)	永山本家酒造場		平29. 5. 2
	瑞松庵山門	瑞松庵		令3. 2. 26

<登録記念物>

名 称		所有者・管理者	登 録 基 準	登録年月日
国	常盤公園	宇部市	造園文化の発展に寄与するもの	平20. 7. 28

<指定文化財>

種 別	名 称		員数	所在地(所有者・管理者)	指定年月日
国	重 要 文化財	宇部市渡辺翁記念会館	1棟	朝日町(宇部市)	平17. 12. 27
		慶長国絵図控図周防国・長門国	2鋪	朝日町(宇部市)	平元. 6. 12
		南嶺子越住筑前聖福寺諸山疏并江湖疏	2幅	朝日町(東隆寺)	平4. 6. 22
	名 勝	宗隣寺庭園		小串(宗隣寺)	昭58. 2. 7
	天然記念物	吉部の大岩郷		吉部大榎(宇部市)	昭10. 12. 24
	選定保存技術	馬場良治			平26・10・23
県	有 形 文化財	法泉寺厨子	1基	小野檢小野(法泉寺)	昭55. 12. 5
		絹本着色孔雀明王像	1幅	山口市(個人)	昭44. 2. 4
		紙本着色八幡縁起絵巻 付 納箱一合	2巻	小野上小野(横瀬八幡宮)	昭44. 4. 25
		普応中興大建禅師画像	1幅	朝日町(東隆寺)	昭44. 12. 5
		木造地藏菩薩坐像	1軀	厚東棚井(東隆寺)	昭48. 3. 30
		木造薬師如来坐像	1軀	万倉宮尾(宮尾八幡宮)	昭41. 6. 10
		木造十一面観音菩薩立像	1軀	船木逢坂(瑞松庵)	昭41. 6. 10
		木造十一面観音菩薩坐像	1軀	吉部今小野(宇部市)	昭41. 6. 10
		南嶺和尚道行碑文 付 南嶺和尚道行碑文石碑 一基	1幅	朝日町(東隆寺) 厚東棚井(東隆寺)	昭44. 12. 5
		日本安国寺五葉院記	1幅	朝日町(東隆寺)	昭44. 12. 5
		沖ノ山出土の中国古銭及び埋納甕 付 半両銭・五銖銭元文五年掘出覚	95枚 1個	宇部市学びの森くすのき (財団法人渡辺翁記念文化協会)	昭60. 10. 29
	松崎古墳出土品 付 箱式石棺 一基	一括	宇部市学びの森くすのき(宇部市) ※箱式石棺のみ島[旧図書館]から未移設	昭61. 10. 24	
	無 形 文化財	赤間硯 日枝敏夫(雅号:玉峰)		大字西万倉	平30. 9. 11
	有形民俗 文化財	芦河内薬師堂 付 敷地、仏像及び神像、 厨子、由緒札、なもうで踊道具	1棟	万倉芦河内(芦河内部落) (管理団体:宇部市)	昭62. 10. 27
	無形民俗 文化財	岩戸神楽舞		万倉二ツ道祖 (岩戸神楽舞保存顕彰会)	昭51. 3. 16
	史 跡	霜降城跡		厚東吉見他(宇部市他)	昭42. 7. 4
荒滝山城跡			大字東吉部(宇部市)	平20. 1. 11	
天 然 記念物	熊野神社のツルマンリョウ自生地		二俣瀬山中(熊野神社)	昭41. 6. 10	
	教善寺のサザンカ		万倉浅地(教善寺)	平25. 2. 5	

<指定文化財>

種別	名称	員数	所在地(所有者・管理者)	指定年月日	
有形文化財	妙典供養碑	1基	吉部黒川(黒川自治会)	平3. 4. 1	
	王子出土の五輪塔	1基	島[資料館](宇部市)	平5. 4. 6	
	厚東武実画像	1幅	朝日町(東隆寺)	昭47. 4. 14	
	南嶺和尚画像	1幅	朝日町(東隆寺)	昭47. 4. 14	
	紙本着色恒石八幡宮縁起絵巻 付 納箱一合	2巻	厚東棚井(恒石八幡宮)	昭54. 4. 4	
	紙本着色琴崎八幡宮縁起絵巻	2巻	上宇部大小路(琴崎八幡宮)	昭54. 4. 4	
	紙本着色八幡縁起絵巻	2巻	万倉宮尾(宮尾八幡宮)	平3. 4. 1	
	紙本着色南方八幡宮縁起絵巻	3巻	東岐波丸尾(弘濟寺)	平14. 4. 15	
	紙本着色孔子画像	1幅	船木綿屋町(宇部市)	平6. 4. 1	
	木造地藏菩薩立像	1軀	藤山中山(広福寺)	昭57. 3. 31	
	木造四天王立像	4軀	藤山中山(広福寺)	昭57. 3. 31	
	木造毘沙門天立像 付 同胎内納入品一括	1軀	朝日町(東隆寺)	昭58. 3. 31	
	木造不動明王立像 付 同胎内納入品一括	1軀	朝日町(東隆寺)	昭58. 3. 31	
	銅造浮彫菩薩形半跏像	1面	小野楡小野(法泉寺)	平3. 3. 30	
	木造聖観世音菩薩立像	1軀	船木大野(瑞松庵)	平3. 4. 1	
	木造聖観世音菩薩坐像	1軀	厚東棚井(東隆寺)	平7. 3. 28	
	木造阿弥陀如来坐像	1軀	小串(宗隣寺)	平8. 3. 15	
	木造阿弥陀如来立像	1軀	寺の前町(教念寺)	平11. 4. 9	
	木造五智如来坐像	5軀	大字木田(極楽寺)	令3. 6. 8	
	浄名寺鰐口	1口	厚東棚井(浄名寺)	昭53. 4. 10	
	王子権現鰐口	1口	宇部市学びの森くすのき(王子自治会)	昭53. 4. 10	
	浄念寺鰐口	1口	厚東棚井(浄念寺)	平13. 3. 28	
	浄念寺梵鐘	1口	厚東棚井(浄念寺)	平25. 5. 23	
	瑞松庵什物(袈裟、払子)	1領 1振	大字船木(瑞松庵)	令元.5. 22	
	浄名寺文書	5巻	厚東棚井(浄名寺)	昭47. 4. 14	
	恒石八幡宮文書	2巻	厚東下岡(個人)	昭54. 4. 4	
	持世寺文書	3巻	宇部市学びの森くすのき(個人)	昭53. 4. 10	
	福原家文書	17巻	宇部市学びの森くすのき (財団法人渡辺翁記念文化協会)	平15. 4. 16	
	御撫育用水溝筋明細図絵	1巻	宇部市学びの森くすのき (宇部市御撫育土地改良区)	平28. 6. 30	
	瑞松庵文書	6点	大字船木(瑞松庵)	令元.5. 22	
	北迫遺跡出土長頸壺形土器	1点	宇部市学びの森くすのき(宇部市)	平7. 3. 28	
	波雁ヶ浜遺跡出土品	34点	宇部市学びの森くすのき(宇部市)	平7. 3. 28	
	川上大辻出土石塔婆	1基	宇部市学びの森くすのき(宇部市)	平2. 3. 1	
	長谷経塚出土陶製経筒	1点	宇部市学びの森くすのき(宇部市)	平21. 5. 20	
	無形民俗文化財	岡田屋百手神事		厚南岡田屋(百手祭保存会)	昭47. 4. 14
		居能盆踊り		居能町(居能盆踊り保存会)	平16. 4. 22
		丸尾十七夜管弦祭		東岐波丸尾(丸尾自治会)	平18. 8. 17
	史跡	厚東氏墓所		厚東棚井(東隆寺)	昭47. 4. 14
		厚東氏墓所		厚東棚井(浄名寺)	昭47. 4. 14
		北迫遺跡		川上(宇部市)	昭48. 5. 28
		聖山経塚笠塔婆		東岐波王子(個人)	平2. 3. 1
宗方古墳			万倉宗方(宇部市)	平3. 4. 1	
千林尼棚井山田石畳道			厚東棚井、船木新町山田 (宇部市他)	平3. 4. 1 平6. 4. 18	
信田ノ丸城跡			万倉城南(宇部市)	平6. 4. 1	
国司家墓所及び墓碑			万倉正楽寺(個人)	平13. 7. 1	
天然記念物	松江八幡宮社叢		厚南黒石(松江八幡宮)	昭54. 4. 4	
	教念寺境内樹林		寺の前町(教念寺)	昭54. 4. 4	
	水分社のスダジイ		厚南沖の旦(水分社)	昭55. 3. 31	
	本覚寺のモッコク		西岐波上片倉(本覚寺)	昭55. 3. 31	
	棚井のヤマグワ		厚東棚井(個人)	昭55. 3. 31	
	平原八幡宮のイスノキ		厚南迫条(平原八幡宮)	昭55. 3. 31	
	藤河内のモミノキ		小野藤河内(個人)	昭60. 3. 30	
	岡崎八幡宮のクスノキ		船木岡ノ坂(岡崎八幡宮)	平6. 4. 1	
	杉河内のナツツバキ		二俣瀬山中(宇部市)	平16. 4. 22	
	東岐波中学校のソテツ		東岐波3898番地(宇部市)	平26. 5. 21	
河内神社のスダジイ		山中950番地(河内社)	平29. 5. 31		

議案第五十五号

宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件

宇部市休日・夜間救急診療所条例（昭和四十九年条例第二十号）の一部を次のように改める。

令和五年六月一日提出

宇部市長 篠崎圭二

第三条第一項の表二の部中

午前九時から 午後五時まで

を

午前九時から 午後五時まで	午前七時から 午後一〇時まで
------------------	-------------------

に改める。

附則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

「説明」

小児救急医療体制の維持及び市民の利便性向上のため、小児科の診療時間を変更するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(診療科目並びに診療日及び診療時間)

第三条

診療科目	診療日	診療時間
------	-----	------

二 小児科	休日等	午前九時か ら午後五時 まで

(診療科目並びに診療日及び診療時間)

第三条

診療科目	診療日	診療時間
------	-----	------

二 小児科	休日等	午前九時か ら午後五時 まで
		午後七時か ら午後一〇 時まで

令和5年6月宇部市議会定例会

文教民生委員会

(正副委員長勉強会)

健康福祉部

目 次

議案第 5 5 号	宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正について	P 1
(報 告)	宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について	P 3

令和5年5月30日
健康福祉部 地域医療対策室

議案第55号 宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件について

1 概要

現在、日曜日・祝日等の夜間の小児科診療は、宇部市及び山陽小野田市の小児科開業医が、在宅当番医制度で診療を行っている。

不測の事態による当番医の変更が生じた場合、代替となる小児科の体制確保や市民への変更の周知が十分にできないことから、小児救急医療体制の維持及び市民の利便性向上のため、在宅当番医制度を廃止し、宇部市休日・夜間救急診療所での診療に移行することに伴い、小児科の診療時間を見直すものである。

2 改正内容

宇部市休日・夜間救急診療所における小児科診療について、日曜日・祝日等の夜間の急患への対応のため、診療時間を変更する。

運営体制	診療日		小児科診療時間	
			変更前	変更後
休日・夜間 救急診療所	平日	月・火・水・金曜夜間	19時30分～23時	19時30分～23時
		木曜・土曜夜間	18時～23時	18時～23時
	日・祝日等		9時～17時	9時～17時 19時～22時
在宅当番医	日・祝日等		19時～22時	廃止

3 施行期日

令和5年10月1日

4 小児科診療実績

運営体制	診療日	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
診療所	平日	受診者数	2,971	2,809	1,072	1,482	2,042
		1日平均	10.2	9.8	3.7	5.1	7.0
	日・祝日等	受診者数	3,415	3,963	1,085	1,464	3,033
		1日平均	45.5	50.2	14.9	20.1	41.5
在宅当番	日・祝日等 夜間	受診者数	1,515	1,944	622	1,012	1,322
		1日平均	20.5	24.9	8.6	14.1	18.4

5 移行スケジュール

令和5年度



6 期待される効果

- ・小児科開業医の負荷が軽減し、小児初期救急医療体制が維持される。
- ・小児初期救急医療が診療所に集約され、市民の利便性が向上する。

7 財政負担

運営コストとして、診療時間の拡大に伴う事業費が増加する一方で、診療報酬の増加も見込まれるため、移行による財政負担は生じないと考える。

8 今後の課題

- ・移行の周知とともに、救急医療の適正受診について市民への普及啓発を進める。
- ・休日・夜間救急診療所の安定運営のため人員を確保する。

(報告事項)

令和4年度宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について

■地域密着型サービスとは

- 介護が必要となった高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、市町村指定の事業所が提供するサービス。
- 対象者：要介護、要支援の認定を受けている方。
原則として、宇部市に居住している方。

第1回宇部市地域密着型サービス運営委員会

- 日時： 令和5年2月7日(火)19時30分～20時10分
- 会場： 宇部市役所 3階 3-3会議室
- 出席者： 委員8名(欠席者4名)

【議事】

議題1 「宇部市地域密着型サービス事業所の指定等の状況について」

【報告内容】

- ・宇部市地域密着型サービスの指定、更新、休止、廃止状況について報告
新規が1事業所、更新が6事業所、廃止が7事業所、休止が1事業所

議題2 「認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の廃止について」

- ・認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)1事業所の廃止予定について報告

地域密着型サービス事業所の指定状況

市内指定事業所数一覧(令和5年2月1日現在)

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	5事業所
地域密着型通所介護	40事業所
認知症対応型通所介護	3事業所
認知症対応型共同生活介護	19事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4事業所
小規模多機能型居宅介護	8事業所

認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)入所状況

市内グループホーム入所状況(令和5年1月1日現在)

圏域	定員(人)	入居者数(人)	空室	待機者(人)
東部(4事業所)	72	71	1	9
西部(4事業所)	54	54	0	18
中部(4事業所)	72	72	0	33
北部東・西(3事業所)	36	33	3	4
南部(4事業所)	63	59	4	12
計19事業所	297	289	8	76

➡うち、廃止予定のグループホームの入所状況

圏域	定員(人)	入居者数(人)	空室	待機者(人)
北部東(1事業所)	9	6	3	0

**恩田スポーツパーク整備・管理運営業務に
係る公募型プロポーザル審査報告書**

【審査講評】

令和5年4月29日

宇部市

「恩田スポーツパーク整備・管理運営業務プロポーザル審査選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）は、恩田スポーツパーク事業（以下、「本事業」という。）に関して、「恩田スポーツパーク整備・管理運営業務 事業者選定基準（修正版）（令和4年12月28日公表）に基づき、提案性能等について厳正かつ慎重な審議を行い、最優秀提案者等を選定しましたので、選定結果及び審査講評をここに報告します。

令和5年4月29日

恩田スポーツパーク整備・管理運営業務プロポーザル審査選定委員会
委員長 藤崎 昌治

目次

1. 選定委員会の構成	2
2. 選定委員会の審査経緯	2
3. 審査の進め方	3
4. プロポーザル参加資格審査	5
5. 提案審査	5
5.1 基礎審査	5
5.2 総合審査と総合評価点の算出	5
6. 審査講評	8
6.1 総評	8
6.2 各審査項目の講評	9

1. 選定委員会の構成

宇部市(以下、「市」という。)は、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験者等を有する者からなる選定委員会を設置しました。

2. 選定委員会の審査経緯

開催された選定委員会と各回における審査経緯は、表 2.1 のとおりです。

表 2.1 選定委員会の開催日と審査内容

回	開催日	審査内容
第 1 回	令和 4 年 6 月 30 日	実施方針の確認 委員会スケジュールの確認
第 2 回	令和 4 年 7 月 21 日	募集要項、事業者選定基準等に関する検討
第 3 回	令和 4 年 8 月 1 日	募集要項、事業者選定基準等に関する検討
第 4 回	令和 4 年 12 月 23 日	募集要項、事業者選定基準等に関する検討
第 5 回	令和 5 年 4 月 29 日	提案内容審査、審査講評、最優秀提案者等選定

3. 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施しました。

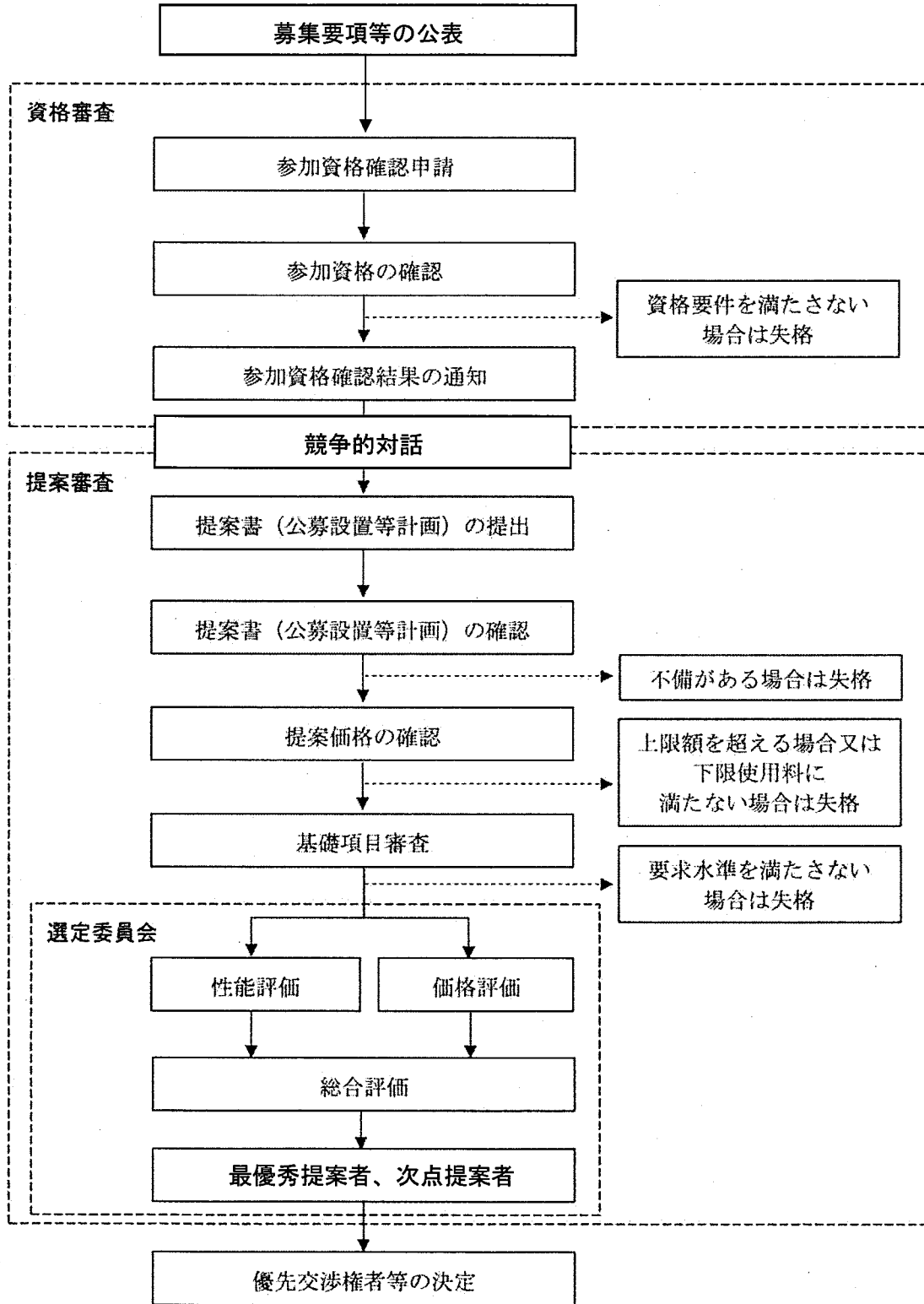
- ①資格審査：第一次審査として応募資格の有無を令和 5 年 1 月 27 日に確認しました。
- ②競争的対話：参加資格があるとされた者に対し、募集要項等についての理解を深め、提案性能が要求水準未達となることを防ぐことを目的に、令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 22 日までに第 6 回開催しました。
- ③提案審査：第二次審査として応募者からの提案性能を審査しました。

提案審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成されます。「基礎審査」では、提案価格及び提案性能が要求水準等を満たしているか否かを確認しました。「総合審査」では、提案性能(提案価格含む)を様々な視点から総合的に評価しました。

審査のうち、①資格審査及び②競争的対話は市が行い、③提案審査のうち総合審査は、選定委員会が実施しました。なお、市は選定委員会に対して、第 5 回審査終了後まで各コンソーシアムの企業名等について秘匿事項としました。

選定委員会は、選定基準に基づいて提案性能の審査を行い、最優秀提案者および次点提案者を選定しました。

図 3.1 審査の進め方



4. プロポーザル参加資格審査

令和4年12月28日から令和5年1月20日までの期間に募集をしたところ、3グループから参加表明書及び資格審査書類等の提出がありました。市は、3グループからの参加表明書等を審査し、3グループすべてが募集要項等に定める参加資格要項を満たしていることを確認しました。

5. 提案審査

5.1 基礎審査

市は、基礎審査として提案書類について、3グループからの提案性能が募集要項等に示す条件を満たしていることを確認しました。

また、選定委員会はその報告を受け、確認しました。

5.2 総合審査と総合評価点の算出

選定委員会は、提案書のうち非価格要素の内容について審査し、「総合評価点の算出方法」に基づき得点化(提案性能点)を行いました。

市は、見積価格について、「総合評価点の算出方法」に基づき得点化(価格点)を行いました。

これらの提案性能点と価格点を合算し、総合評価点を算出しました。

5.2.1 総合評価点の算出方法

総合審査では、提案価格と提案性能の二つの面から評価をします。提案価格の評価点が100点満点、提案性能の評価点が900点満点の合計1000点満点で評価しました。

$\text{総合評価点数(満点1000点)} = \text{提案性能評価の得点(900点)} + \text{提案価格の得点(100点)}$
--

1) 提案性能の評価(配点:900点)

提案性能については、選定委員会が事業者選定基準に基づき、(1)事業計画に関する事項、(2)施設整備に関する事項、(3)維持管理・運営に関する事項、(4)設置管理許可施設等に関する事項の各項目について、性能評価の採点基準に従いA~Eの5段階評価の加点項目審査を行いました。

なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求めました。

2) 提案価格の評価(配点:100点)

提案価格の評価点について、以下の方法で得点化した結果、3グループの得点は表5.1のとおりでした。

○見積参加者中、提案書に記載された提案価格が最低である者を1位とし、価格点の満点である100点を付与する。

○他の見積参加者の価格点は、1位の価格(最低提案価格)との比率により算出する。

○「評価価格」は、現在価値でなく実額を用いる。

○価格の点数化では、小数点以下第3位を四捨五入して、第2位までの値を使用する。

$$\bullet \text{ 価格評価点} = 100 \text{ 点} \times \frac{\text{最も低い評価対象提案価格}}{\text{当該応募者の評価対象提案価格}}$$

表 5. 1 提案価格の評価点

審査項目	配点	Aグループ	Bグループ	Cグループ
提案価格に関する提案	100.00	100.00	99.91	99.92
提案価格(円:消費税抜き)				

3) 審査結果

3グループそれぞれの提案性能の評価点と提案価格の評価点との合計による総合評価点は、表5.2のとおりであり、最も得点の高かったCグループの提案を最優秀提案に選定し、2番目に得点の高かったAグループを次点提案に選定しました。

表 5. 2 総合評価点

審査項目	配点	Aグループ	Bグループ	Cグループ
(1)事業計画に関する事項	150.00			
(2)施設整備に関する事項	300.00			
(3)維持管理・運営に関する事項	300.00			
(4)設置管理許可施設等に関する提案	150.00			
提案価格に関する提案	100.00			
合計	1000.00			
順位				

6. 審査講評

選定委員会では、実施した加点項目審査で、3グループの提案について要求水準を上回り、加点に値すると評価した主な事項を講評として以下に示します。

6.1 総評

本公募に参加した3グループの提案は、いずれも本事業における事業目的を理解し、要求水準書を上回る提案でした。

Aグループの提案では、屋根付きグラウンドの再構成案や電力コストの削減等に加え、運営に関して豊富な経験から、潜在的な部分までよく検討されていたものでした。

Bグループの提案は、訪問者に配慮した施設配置計画、全国的にも珍しいドローンの資格認定施設の設置、地域ブランドへの貢献を目指す養蜂場の設置といった市外・県外からの訪問者を視野に入れた提案でした。

Cグループの提案は、公園の活性化と地域のつながりを強化するための具体的で現実的なアプローチを示すものでした。その事業計画、施設整備、維持管理運営、設置管理許可施設など、多くの視点から公園の再整備を考えていることが明らかです。特に、人々のつながりを重視した“コネクト”のコンセプトや、公園の利用者のニーズを反映した提案は高く評価されました。

提案性能評価・提案価格評価の総合評価の結果、選定委員会はCグループ（美津濃グループ）を最優秀提案者として選定しました。また、次点としてAグループを選定しました。

なお、最優秀提案者であるCグループは、本市とともに、より質の高い公共サービスを継続的かつ安定的に提供し続けるために、誠意を持って検討・協議を行って頂くことを希望します。

6.2 各審査項目講評（最優秀提案者）

(1) 事業計画に関する事項

Cグループの提案する事業計画は全体的に前向きであり、地元の事業者を活用することに重点を置いているという点が特に評価された。コンセプトである“コネクト”は、地域の人々やビジネス、そして訪問者を結びつけるという視点を持っており、その方向性を明確に示していた。また、提案内容はこれまでの実績から実現性の高いものであり、その中には、多様なニーズに応えるため、公園の利用者の意見を参考に、既存の事業を引き続き活用するとともに、新たな事業を導入する考えも示されていた。

(2) 施設整備に関する事項

Cグループの提案する施設整備計画は明確に具体性の高いものであった。既存の施設を効率的に再配置し、新しいにぎわい交流施設を中心にバランスよく適切に配置することで、公園全体の利便性と魅力を高めるという考え方が示されていた。特に、前倒しの施工計

画、人工芝の多目的グラウンド、新規スコアボードの提案など、経験豊富な視点から提案され、施設が活気づいていく様子を具体的に描いているものであった。公園の多様な利用者に対する配慮と、公園の有効活用を目指す姿勢を示していると評価された。

しかし、公園の中心となる交流施設のにぎわいの取り込みや、広場の日よけや日陰の設置については、さらなる改善が必要であり、公園の利用者が快適に過ごせる空間を提供するため、これからの詳細な計画作りにおいて協議・検討する必要が指摘された。

また、具体的な建築の空間開発、屋根付きグラウンドの人工芝の是非、バリアフリーに関する部分については検討が必要であると考えられ、今後は設計内容の質を管理する体制が必要である。

(3) 維持管理・運営に関する事項

Cグループの提案する維持管理・運営の提案は、これまでの実績を活かし、既存の施設を活用した健康教室やスポーツイベントの開催に加え、新たなイベントの開催など、幅広い年齢層や利用者のニーズに応える内容が含まれていた。また、提案内容は実現性が高く、適切に実施されれば公園の魅力をさらに高めることができると評価された。

その一方で、委員からは、サービス提供の観点から、公園内で情報提供や緊急時の対応を行うコンシェルジュのような役割を果たす人員配置の必要性が指摘されるなど、引き続き検討を要する事項もあった。

(4) 設置管理許可施設等に関する事項

Cグループの提案する設置管理許可施設については、提案内容が少し小さく感じられるという指摘がある一方で、公園の利用者にとって魅力的な施設となるだけでなく、地域の経済活動を支援し、新たな雇用を生む機会となるという点が評価された。しかし、今後の利用者数増加の見込みから、カフェや店舗等の設置も考慮に入れるべきとの意見もあった。

以上

一般財団法人宇部市文化創造財団の公益法人化について

一般財団法人宇部市文化創造財団が、「山口県公益認定等審議会」の答申を経て、令和5年（2023年）4月1日付で山口県知事から「公益財団法人」として認定されました。

1 公益法人化の目的

宇部市文化創造財団は、市民の幅広い文化活動を支援するとともに、様々な文化に触れる機会や場の提供、情報発信などを行うため、平成25年10月に設立されました。

この度、創設から節目の10年を迎える中、公益財団法人として実施事業の公益性を明確化することにより、市民の鑑賞体験や文化交流の促進、次世代の育成、文化団体活動の支援など、本市の文化振興がより一層推進されることが期待されます。

2 公益法人化のメリット

- （1）社会的信用力が高くなり、事業を進めやすくなる。
- （2）寄附税制上のメリットがある。
- （3）財団が行う事業について法人税減免の対象となる。